

多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画

多摩市

令和 8 年 8 月

目次

はじめに	3
第1部 基本的な考え方	4
第1章 計画の基本的な考え方	4
第2章 対策の目的等	6
第1節 対策の目的	6
第2節 対策実施上の留意点	8
第3節 対策推進のための役割分担	12
第3章 発生段階等の考え方	16
第4章 対策項目	18
第2部 各対策項目の考え方及び取組	21
第1章 実施体制	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	23
第3節 対応期	25
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	31
第3節 対応期	33
第3章 まん延防止	36
第1節 準備期	36
第2節 初動期	37
第3節 対応期	38
第4章 ワクチン	41
第1節 準備期	41
第2節 初動期	46
第3節 対応期	50
第5章 保健	54
第1節 準備期	54
第2節 初動期	56
第3節 対応期	57
第6章 物資	58
第1節 準備期	58
第2節 初動期	59
第3節 対応期	60

第7章	市民生活及び地域経済の安定の確保	61
第1節	準備期	61
第2節	初動期	63
第3節	対応期	64
第3部	市政機能を維持するための危機管理体制	67
第1章	市における危機管理体制.....	66
第2章	市役所機能の維持	67

はじめに

【多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和 2（2020）年 1 月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 1 9）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、多摩市は、国・都・近隣自治体等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度も感染の波を乗り越えてきた。

今般の多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「多摩市行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

多摩市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【行動計画の改定概要】

多摩市では、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）やガイドラインを踏まえ、平成 21 年 6 月に「多摩市行動計画」を、平成 22 年 3 月に「多摩市インフルエンザ業務対応マニュアル」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成 25（2013）年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、市は平成 25 年 6 月 21 日多摩市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定した。また、政府行動計画やガイドライン、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「東京都行動計画」という。）が新たに策定されたことを踏まえ、平成 26 年 10 月、特措法第 8 条の規定に基づく多摩市行動計画を策定した。

今般、令和 6（2024）年 7 月に政府行動計画、令和 7（2025）年 5 月に東京都行動計画が抜本改定となったことを受け、市においても、多摩市行動計画の抜本改定を行うものである。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、対策を 3 期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、対策項目をこれまでの 5 項目から 7 項目に拡充し、対策の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の開発・実用化に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても多摩市行動計画において明らかにする。

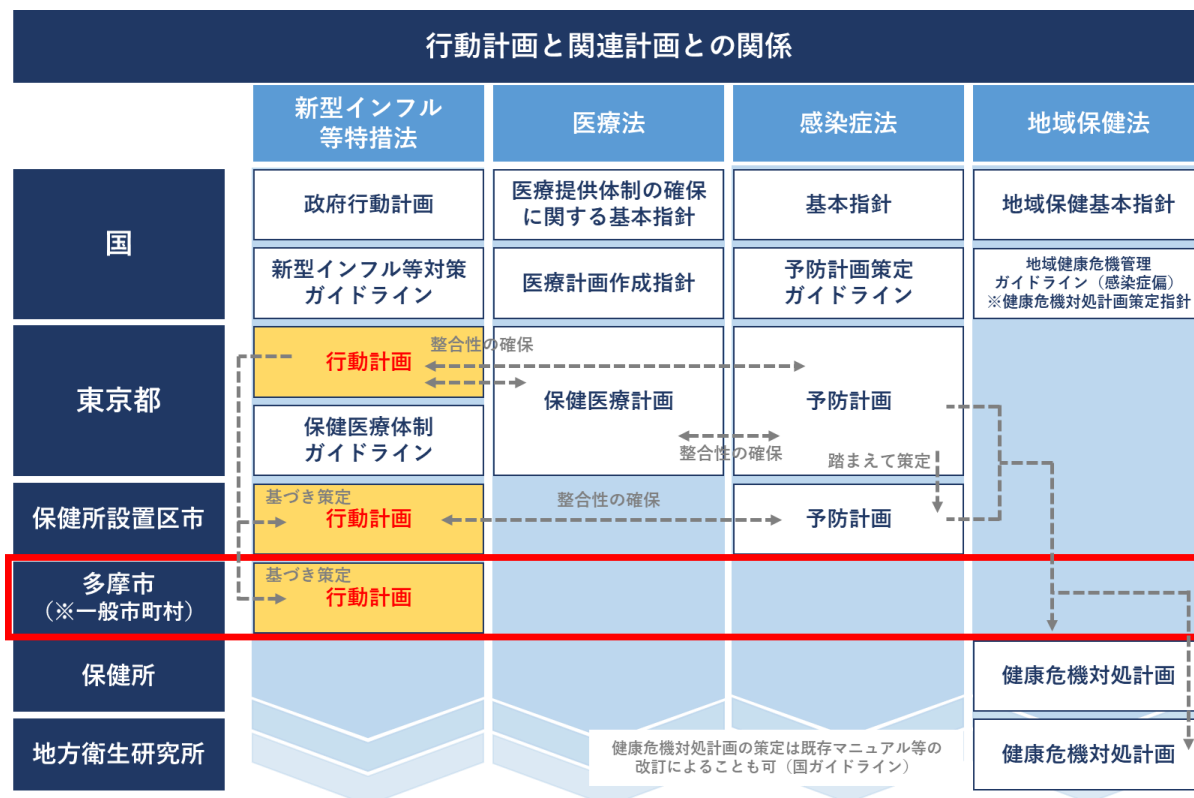
第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠

多摩市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。
 なお、多摩市行動計画は、政府行動計画及び東京都行動計画との整合性を図るものとする。

【図1：行動計画と関連計画との関係】



2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- (1) 新型インフルエンザ等感染症
- (2) 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 計画の基本的な考え方

- (1) 政府行動計画及び東京都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生

した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。

- (2) 国、都、多摩市、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び市民の役割を示し、市や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。

なお、多摩市は、保健所や公立病院を独自に持たず、他の南多摩保健医療圏構成市と比較し、感染症の情報を有する組織が外部組織という特徴がある。このため、南多摩保健所や多摩市医師会を通じた地域の医療機関等との緊密な連携を行い、情報共有及び連携体制を確保することが重要である。

- (3) 新型インフルエンザ等への対策と併せて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を関係機関や市民等と共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

4 計画の推進

多摩市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れる。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、市や関係機関、市民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

5 計画の改定

多摩市行動計画の改定に当たっては、医療関係団体及び保健所等から意見を聴取する。

第2章 対策の目的等

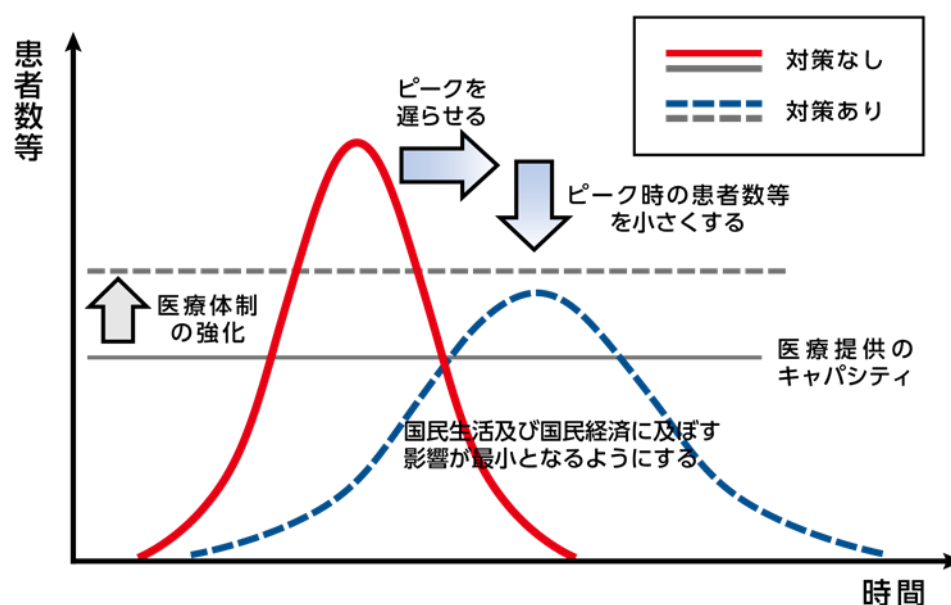
第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

【図2：対策の概念図】



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等の発生及びまん延防止措置による市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画の策定や実施等により、医療の提供業務及び市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は多摩市行動計画に基づき、国、都・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時における備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とする。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来、高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするため、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) 医療提供体制及び検査体制並びにリスクコミュニケーション（※）等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) 人材育成等

市は、国や都の研修等を積極的に活用するとともに、都や南多摩保健所等と連携し、感染症危機発生時に備えた訓練を実施するなど、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の育成を進める。

※リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその味方の共有を目指す活動。適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策への切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策及び適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策への切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた都によるリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや都によるリスク評価を活用する仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。都のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策への切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策を切替る際の判断の指標や考慮要素について可能な範囲で事前に定める。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、都のリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を多摩市行動計画に記載し、必要に応じて個々の対策を切替えるタイミングの目安等を示す。

(5) 市民の理解や協力につながる情報提供・共有

対策に当たっては、市民の理解や協力が最も重要である。そのため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、子どもを含め様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民が適切な判断や行動がとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては何よりも、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならないことに留意する。

また、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならない。さらにこれらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。さらに新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

加えて、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症に係る緊急事態においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等の状況により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じるため、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部という。」）、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「東京都対策本部という。」）及び多摩市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部という。」）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から把握し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の構築、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難に関する情報共有等の連携体制を整

えること等を進める。また、発災時、市は、都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じて、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、これを公表する。

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、多摩市、医療機関、事業者及び市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び地域経済を維持しなければならない。

新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 東京都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応とが求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C Aサイクルに基づき改善を図る。

3 多摩市

市は、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援及び新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣自治体（特に南多摩保健所管内の日野市、稲城市）と緊密な連携を図る。

4 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供及び後方支援又は医療人材の派遣を行う。

5 指定（地方）公共機関（※）

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

※指定（地方）公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

6 登録事業者（※）

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

※登録事業者

特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところによりその登録を受けているもの。

（例）医薬品・医療機器の製造販売事業者、医薬品卸売事業者等

7 一般の事業者

登録事業者以外の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

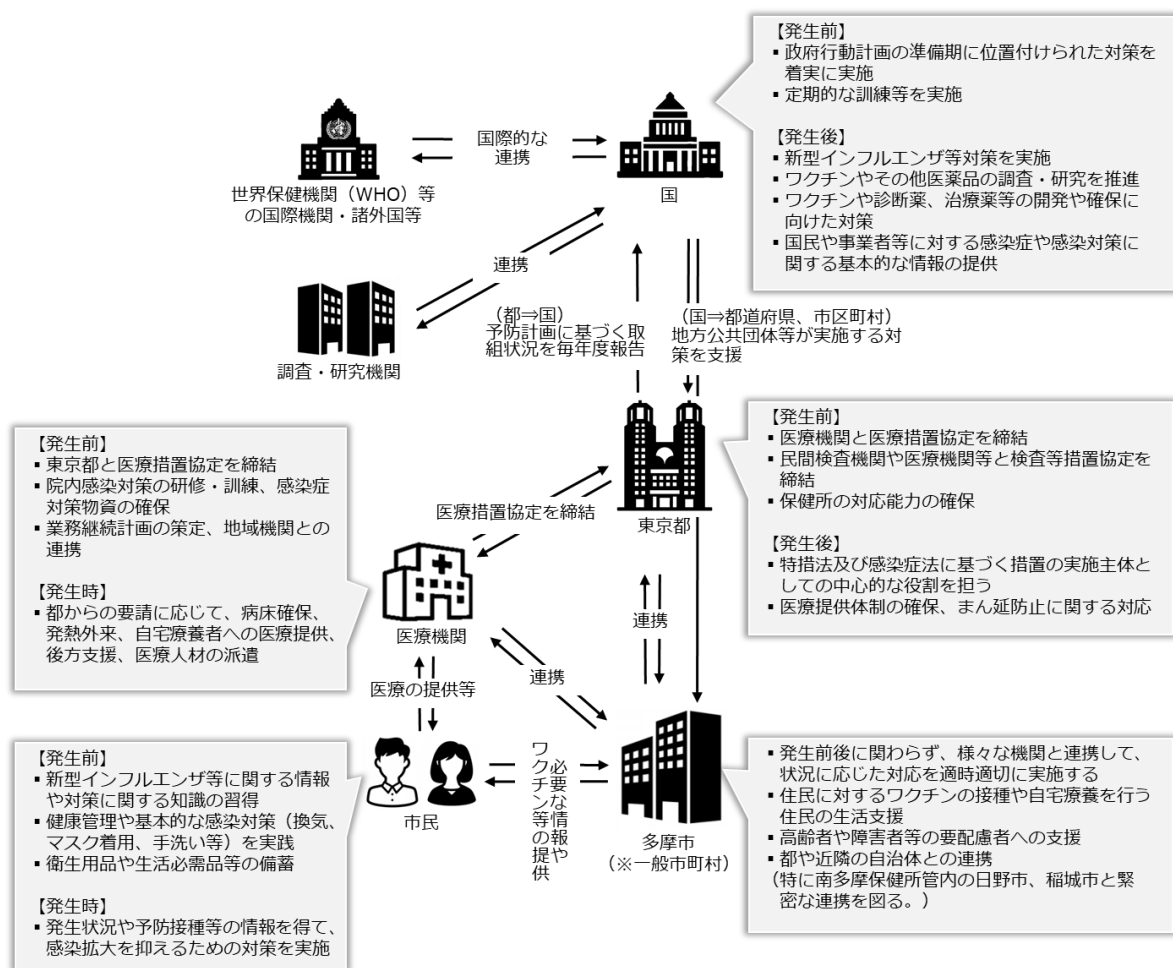
市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

8 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

【図 3：各機関等における役割分担の概要イメージ図】



第3章 発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことが必要となる。そのため、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、地域における医療提供体制の整備や市民に対する啓発、市・事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

(2) 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにする。また、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 対応期（B,C-1,C-2,D）

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

表 1 発生段階及び各段階の概要

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	一	発生前の段階	地域における医療提供体制の整備や市民に対する啓発、市・事業者による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による実施体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	A	新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策部が設置され、基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウィルス薬やプレパデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえた東京都等によるリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	以下により、最終的に特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。 ・ワクチン等により免疫の獲得が進むこと ・病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること ・新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ること

第4章 対策項目

1 主な対策項目

多摩市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等において分かりやすく、取り組みやすいよう、以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施する必要がある。そのため、次に示す(1)から(7)までの各対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

(1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民、事業者の協力の下、国や都、南多摩保健所、近隣自治体、特に南多摩保健所管内の日野市、稲城市とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。その際、東京感染症対策センターの専門家による科学的知見を参考にするとともに、南多摩保健所、医療機関、多摩市医師会、八南歯科医師会及び南多摩薬剤師会等から医療現場の状況を踏まえた助言等を得ながら、効果的に対策を推進する。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等の発生や、偽・誤情報が流布するおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には特措法に基づき、政府対策本部が必要と考える地域等において、迅速に緊急事態措置の公示を行ったときは、市対策本部を設置し、必要な措置を講ずる。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守る。また、ワクチンの接種により、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。都及び市は、医療機関、事業者及び関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワ

クチンの迅速な供給を行うとともに、都及び多摩市においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、市の区域を越えたまん延防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における都や保健所等の総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から主体的に対策を講ずる必要がある。

保健所等は、検査の実施及び結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、感染の発生動向の把握から都に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。保健所等は、感染症の発生状況と対策に係る共通理解を形成するために、市をはじめとする関係者と収集・分析した感染症に係る情報を迅速に共有する。

また、市は、効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ＩＣＴの活用等を通じた業務効率化・省力化を行い、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療及び検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、地域生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

市は、新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、感染症に係る対応力の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1 多摩市行動計画の策定・見直し【福祉医療対策部】

市は、政府行動計画及び東京都行動計画に基づき多摩市行動計画を策定し、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた多摩市行動計画の見直しを行うものとする。

なお、多摩市行動計画を変更する際は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとする。

また、広域的な観点から、南多摩保健所及び近隣市との調整を図り策定するものとする。

1-2 実践的な訓練等の実施【福祉医療対策部】

(1) 市は、政府行動計画及び東京都行動計画の内容を踏まえ、都と連携して新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(2) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等に対し、必要な知識技術を獲得できる研修受講の機会を確保する。

1-3 体制整備・強化【統括対策部・市民情報対策部・福祉医療対策部】

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、市における取組体制を整備・強化するため、業務継続計画の改定等を進める。
- (2) 市は、平時から、都及び南多摩保健所と連携し、市民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- (3) 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例及び規則等で定める。
- (4) 市は、一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。
- (5) 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、健康推進課と防災安全課との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- (6) 市は、平時から都、南多摩保健所及び医療機関等と連携し、有事に機能するよう研修等を開催し、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成を行う。

1-4 関係機関の連携の強化【福祉医療対策部】

- (1) 市は、国、都、南多摩保健所、医療機関、多摩市医師会、八南歯科医師会及び南多摩薬剤師会等の関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医療機関、多摩市医師会、八南歯科医師会及び南多摩薬剤師会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。
- (3) 市は、本章第3節「対応期」3-1-3に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、都及び南多摩保健所と事前に調整し、着実な準備を進める。

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置【統括対策部・福祉医療対策部】

市は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合において、危機管理上、必要があると認める場合には、市対策本部の他、健康推進課、防災安全課を中心とした関係部署による感染症対策に関する庁内の連絡会議等を開催し、情報の収集・共有を行うとともに、市の初動対応など危機に対処するための方策について検討を行う。

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置【統括対策部・市民情報対策部・福祉医療対策部】

- (1) 市は、国や都から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することを把握した場合には、直ちに市長に報告するとともに、健康推進課、防災安全課及び秘書広報課の相互で情報共有する。
- (2) 政府対策本部や都対策本部が設置された場合には、市は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を想定し、直ちに市対策本部を設置できるよう必要な準備を進める。
- (3) 市は、必要に応じて、本章第1節「準備期」1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、健康推進課、防災安全課及び人事課を中心として全庁的な対応を進める。
- (4) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況、国等の対応状況及び市対策本部の設置等について、記者会見での資料配布や、ニュースリリース、ホームページへの掲載、SNSでの発信等を通じて市民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供を行う。
- (5) 市は、市の対応について国、都、南多摩保健所、特措法に基づく指定（地方）公共機関及び医療機関等に迅速かつ的確に情報提供・共有し、今後の対応について関係機関と緊密に連携していく。
- (6) 市の各部は、市のBCPに基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。

- (7) 市の各部は、市対策本部が基本的対処方針に基づき具体的な対策を決定するまでの間、具体の対応を感染症の性質や事態の推移に応じて柔軟かつ的確に実施する。

2-3 迅速な対応の実施に必要な予算の確保【市民情報対策部】

市は、機動的かつ効果的な対策実施のため、国からの財政支援の活用を検討するとともに、市債発行の検討など、対策に要する経費について所要の準備を行う。

2-4 関係機関と連携した一体的対策実施【保健医療対策部】

市は、新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、南多摩保健所、多摩市医師会、市内医療機関等と、定期的に市内の感染症の発生状況、医療提供体制の状況等について情報共有を行い、必要な対策を実施する。

第3節 対応期

< 目的 >

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ市民生活等への影響を最小限に抑え感染症危機に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方【統括対策部・福祉医療対策部】

市は、都及び南多摩保健所と連携し、市内の感染状況について、収集した情報やリスク評価を踏まえて、影響を最小限に抑えるよう、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

市対策本部設置後においては、速やかに第3部「市政機能を維持するための危機管理体制」に記す実施体制をとる。

3-1-1 国による総合調整及び指示

- (1) 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定（地方）公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、都道府県及び指定（地方）公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う。
- (2) 当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な感染拡大の防止を実効的に行う観点から当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。

- (3) 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、都道府県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う。あわせて、都道府県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う。

なお、国は、都道府県等が行う新感染症に係る事務に関し必要な指示をしようとする際には、あらかじめ厚生科学審議会の意見を聴く。ただし、緊急を要する場合には、指示した措置について、厚生科学審議会へ速やかに報告する。

3-1-2 都による総合調整

- (1) 都は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都及び関係市区町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する都の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行う。
- (2) 都は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市区町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。あわせて、都は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置区市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う。

3-1-3 職員の派遣・応援、総合調整の要請

- (1) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、都及び南多摩保健所に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- (2) 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市区町村又は都に対して応援を求める。
- (3) 市は、市の区域を越える、又は発生地域全体に関わる新型インフルエンザ等対策を実施する必要があると認めるときは、都に対し総合調整を行うよう要請する。

3-1-4 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて市債を発行するなど財源を確保し、必要な対策を実施する。なお、市債の発行にあたっては、償還等の財政負担を考慮し慎重に検討する。

3-2 市対策本部の設置・開催等【統括対策部・福祉医療対策部】

- (1) 市は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部を設置する。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
- (2) 市は、市対策本部を設置後速やかに市対策本部会議を開催し、市対策本部の名称、設置予定期間、構成員等を市議会に報告するとともに、公表する。
なお、市対策本部については、第3部第1章「市における危機管理体制」の記載内容を参照する。
- (3) 市は、緊急事態宣言及び市対策本部設置等について、市ホームページへの掲載、SNSでの発信等を通じて市民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供を行う。
- (4) 市は、事態の推移に応じて必要となる要員を柔軟かつ的確に確保し、全庁を挙げた体制を構築する。
- (5) 市は、業務継続計画に基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制【統括対策部・福祉医療対策部】

3-3-1 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。なお、廃止後も必要に応じて関係部署間の連絡調整は継続し、情報共有を行うものとする。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、都・市区町村、医療機関及び事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は都と協力して、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市や都による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供や共有するための方法等について整理し、その手法等についてあらかじめ定めるものとする。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有【市民情報対策部・食料物資調達対策部】

1-1-1 市における情報提供・共有

- (1) 市は、都及び南多摩保健所と連携して、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語（やさしい日本語（にほんご）を含む。）や障がい者に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、都及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会全体に対する感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、都及び南多摩保健所と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提

供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子どもにも分かりやすい情報提供・共有を行う。

- (2) 新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため市は、たま広報、公式ホームページ、リーフレット及びSNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知するとともに、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人及びその他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害に当たり得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、感染症に対する正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう啓発を行う。

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

- (1) 市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上を図られるように、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発に努める。
- (2) 感染症に関して、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切な対処に努める。

1-1-4 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-1-4-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- (1) 市は、都と連携して、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- (2) 市として情報を一体的・整合的に集約して提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。

1-1-5 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- (1) 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを適切に実施できるよう、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、情報の受け手の反応やニーズを把握し、それを踏まえた情報提供・共有の方法を整理するとともに、必要な体制を整備する。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2-1 情報提供・共有【市民情報対策部・食料物資調達対策部】

2-1-1 市における情報提供・共有

- (1) 市は、都と連携して、感染症の発生状況及び感染対策等について、ホームページへの掲載、SNSでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、市は、市が伝えたい情報等を市民等と正しく共有できるよう、分かりやすいメッセージを発信する。
- (2) その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- (3) 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて市長コメントを発表するなどし、感染症対策の徹底などを呼び掛ける。
- (4) 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- (5) 市は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への差別や誹謗中傷をなくすため、市民等に対しては偏見や誤解を生まない根拠に基づいた適切な情報発信を促す。
- (6) 市は、都が感染症の発生状況や留意すべき点をまとめた特設サイトを開設した際は、その周知に協力するとともに、特設サイトを活用しつつ、市民等への情報提供・共有を行う。
- (7) 市は、市や都が発表した内容等について、市民等が分かりやすく入手できるようにするため、市ホームページに集約して掲載する。

2-1-2 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有

- (1) 市は、都からの情報提供・共有の依頼を受けた場合は、その内容を市民等へ情報提供・共有する。
- (2) 市は、都と連携して、学校や社会福祉施設等へ情報提供・共有する。
- (3) 市は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施【市民情報対策部・福祉医療対策部】

- (1) 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応【市民情報対策部・食料物資調達対策部】

- (1) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する不当な扱いや誹謗中傷は人権侵害に当たりうることや患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、市民等に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、感染症に対する正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、国や都と連携して、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。
- (2) 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を市民等に提供・共有する。

第3節 対応期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は都と連携しながら、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

3-1 情報提供・共有【市民情報対策部・食料物資調達対策部】

3-1-1 市における情報提供・共有

- (1) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国や都等が示す科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- (2) 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて市長コメントを発表するなどし、予防策の徹底などを呼び掛ける。
- (3) 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

3-1-2 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有

- (1) 市は、都が関係部局等の情報を集約の上、総覧できる特設サイトを開設した場合には、その周知に協力するとともに、特設サイトを活用しつつ、市民等への情報提供・共有を行う。
- (2) 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、都と連携して、情報提供・共有を行う。

3-2 基本的方針【市民情報対策部・食料物資調達対策部・福祉医療対策部】

3-2-1 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、市は、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

コラム

【新型コロナウイルス感染症対応の振り返り（情報提供・情報共有）】

新型コロナウイルス感染症が急速に拡大するなか、感染症発生状況や、感染拡大防止対策等に関する正しい情報を迅速に市民に伝えるため、多様な手段による情報発信を実施した。

◆たま広報への掲載

◆公式 HP 内に特設 Web サイトを開設

新型コロナウイルス感染症に関する関連情報を一元的に集約することを目的に開設した。

◆公式 YouTube チャンネルを開設

多摩市長のメッセージのほか、健康二次被害防止するための介護予防体操、感染症拡大防止に関する市の保健師からのメッセージ、各児童館からステイホーム期間中の子どもたちが家でもできる遊びなど、多様なコンテンツを作成し、配信した。

◆公式 X、公式 LINE 等の SNS を活用

◆市内掲示板の活用

◆民生委員・児童委員による情報提供

◆保健師による感染予防対策等の健康教育を実施

◆たま広報瓦版の発行

「たま広報」は、月 2 回の発行で即時性に欠けることから、目まぐるしく変わっていく新型コロナウイルス感染症をとりまく社会情勢に対して後れを取る場面もあったため、不定期ではあるが「たま広報かわら版」を発行し、市内店舗や公共施設などで掲示を行い、デジタルコンテンツで情報を得ることが困難な方への対応も実施した。

3-2-2 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- (1) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害に当たり得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、市民等に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、感染症に対する正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら情報提供・共有する。
- (2) 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を市民等に提供・共有する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、都は対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、都は我が国の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市であり、新型インフルエンザ等が発生し、都民が免疫を獲得していない段階では、都内において感染が急速に拡大し、都民生活及び都民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について市民や事業者等から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等【統括対策部・福祉医療対策部】

- (1) 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い及び人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、都が整備する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- (2) 公共交通機関については、都が周知する運行に当たっての留意事項等を踏まえつつ、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等を行うことが想定される。

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 市内でのまん延防止対策の準備【統括対策部・福祉医療対策部】

- (1) 都及び南多摩保健所は、国と相互に連携し、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国と相互に連携し、適切に対応する。
- (2) 市は、都の対応を踏まえて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

コラム

【新型コロナウイルス感染症対応の振り返り（多摩市独自の PCR 検査）】

市として、多摩市内における新型コロナウイルスの感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康と安全・安心を獲得するとともに、市内医療体制の崩壊を防ぐために、多摩市医師会と協力し、市民の感染の有無を確認するため、市の独自取組として、令和2（2020）年5月14日から、9月30日まで、多摩市立武道館の屋外駐車場にドライブスルー方式の「多摩市PCR検査センター」を設置した。その後、令和3年3月31日まで、場所を旧南永山小学校跡地に移して実施した。

更に、主に 保育園などの施設で感染者が発生した場合に、南多摩保健所の判断では濃厚接触者に特定されなかったもの、通常の活動の中で何らかの接触があったと思われる人のうち検査を希望する方に対し、PCR検査キット利用、もしくは、多摩市医師会の医師によりPCR検査を実施し感染の有無が分かるようにした。

この他、市の各種事業を実施する中で、感染拡大を防ぐためにPCR検査が必要と判断し、検査を希望する方にも対象を拡大し、PCR検査キットを配布し検査を実施した。

これらの取組により、正確に感染している対象者を絞り込み、一律の施設閉鎖等を免れることができた。特に、子ども関連施設には、安心材料を提供することができた。

保健所を持たない多摩市において、これらの取組が可及的速やかに実施できたのは、平時より南多摩保健所、多摩市医師会はじめ多くの医療関係者と日ごろから顔見える関係を作ってきたことが大きいと考える。引き続き、新型インフルエンザ等の発生に備え、南多摩保健所、医療機関、多摩市医師会、八南歯科医師会及び南多摩薬剤師会等の関係機関と連携し、平時からの情報共有、連携体制の構築を図っていくことが重要である。

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活及び地域経済への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び地域経済への影響の軽減を図る。

3-1 市民等に対する要請、まん延防止対策の実施【統括対策部・福祉医療対策部】

3-1-1 基本的な感染対策に係る要請等

市は、都の取組状況等を踏まえ、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク及びオンライン会議の活用等の取組を呼びかける。

3-1-2 市民等への検査の実施等

市は、新型コロナ対応を参考に、多摩市医師会等と連携し、PCR検査等を実施することにより感染者を特定する。また、南多摩保健所が把握した感染者等の状況を共有し、必要な対策を実施することで、感染拡大を可能な限り抑制する。

3-2 事業者や学校等に対する要請【統括対策部・福祉医療対策部・避難所施設対策部】

3-2-1 営業時間の変更や休業要請等

都が緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等を要請した場合は、これに協力する。

政府の基本的対処方針を踏まえて都が行った要請に基づき市役所本庁や両出張所、保育園・学童クラブ、エコプラザ多摩など、生活への配慮から開館が必要な一部の施設を除き、原則、すべての公共多くの市民が集まる公共施設を令和2（2020）年3月2日から閉鎖した。一方、高齢者をはじめ、活動の低下による免疫力の低下などの健康二次被害を考慮し、公園等の屋外施設については基本的に開放され、マスクの着用や三密回避などの感染予防策とともに、体を動かすことの重要性についての発信も併せて行った。

その後、「可能な限り活動を止めない」という考えのもと、換気、手指消毒の設置、非接触型の体温計の設置等、新型コロナウイルス感染症の具体的な対応策を実施しながら、各施設を再開した。

新たな感染症が発生し、具体的な感染症拡大に関する対応策が判明していない場合には、市主催事業の縮小や公共施設における定員制限など、市民の行動を制限する内容の措置を実施する必要性が生じることが想定されるが、コロナ禍で得た知見を基に、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的にまん延防止策と市民の活動の場の確保の両立を図っていくことが重要となる。

3-3-1 市立学校

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時には、都の「学校危機管理マニュアル」を踏まえつつ、市教育委員会が定める方針やマニュアルに基づき、学校医や南多摩保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。
- (2) 新型インフルエンザ等の疑い又は患っていると診断された児童・生徒への対応については、南多摩保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット及び手洗い等、感染拡大防止に努める。
- (3) 患者等の集団発生がみられた場合は、南多摩保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察及び臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講ずる。
- (4) 同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての市立学校の閉鎖について検討する。

3-3-2 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。

3-3-3 学級閉鎖・休校等の要請

都が、感染状況及び病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請した場合は、これに協力する。

コラム

【新型コロナウイルス感染症対応の振り返り（子ども関連施設等）】

令和 2（2020）年 3 月 2 日から、政府の基本的対処方針を踏まえて都が行った要請に基づき多摩市内すべての小中校について、春休みまで臨時休校としたが、多摩市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認証保育所及び企業主導型保育所や学童クラブは、保護者が働いているなど、家に 1 人であることができない年齢の子どもが主に利用することから、休園等による影響が多方面にわたるため、原則開所し、子どもや保護者の支援を続けた。更に、保育所等などの施設で感染者が発生した場合には、多摩市独自の PCR 検査を実施し、正確に感染している対象者を絞りこみできたことで一律の施設閉鎖等を免れることができたとともに、保育所等を利用する児童、保護者、従業員に安心材料を提供することができた。

今後、新たな感染症がまん延した場合においても、保育所等の閉鎖の影響は大きいと、基本的には事業を継続することが望ましい。一方、保育所等においても、感染の予防に最大限配慮することが必要であるため、状況によっては各園で臨時休園等の判断が必要となる場合がある。臨時休園等の判断については、南多摩保健所等との連携の上、感染者の状況、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況等を鑑み、慎重に行う事が重要である。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び都のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1 ワクチンの接種に必要な資材【福祉医療対策部】

市は、表2を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表2 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 ※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-2 接種体制の構築【統括対策部・福祉医療対策部】

1-2-1 接種体制

市は、多摩市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-2-2 特定接種

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、都又は市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、国からの要請を受けた際に、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、準備期から接種体制の構築を図る。
- (2) 市は、特定接種の対象となり得る市職員について把握し、国に人数を報告する。

1-3-3 住民接種

市は、国の方針を踏まえ、平時から次の(1)から(3)までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(1) 市は、国や都等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

① 市は、国及び都の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、接種体制について検討を行う。

なお、検討に当たっては、以下に列挙する、接種体制の構築に必要な事項や、多摩市医師会等との連携体制を明確にしておく。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 市の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、都及び市の間や、多摩市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

② 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計する等、住民接種のシミュレーションを平時から行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、高齢支援課、介護保険課、障害福祉課及び健康推進課等が連携し、接種体制を検討する。

表3 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者 ※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- ③ 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団接種または個別接種）や会場の数、開設時間の設定等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要となることも踏まえつつ、市は、多摩市医師会等との協力の下、接種体制の構築を図る。
- ④ 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付、待合、問診、接種、経過観察、応急処置、ワクチンの保管及び調剤（調製）のそれぞれに必要な場所や人員について検討する。その際は、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。

なお、上記の内容や医師及び看護師の配置については、多摩市医師会等もしくはイベントの企画・運営関係事業者と委託契約を締結し、多摩市医師会等もしくは当該事業者が運営を行うことも検討する。

- (2) 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (3) 市は、速やかに接種できるよう、多摩市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所及び接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4 情報提供・共有【市民情報対策部・福祉医療対策部】

1-4-1 住民への対応

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国や都が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

1-4-2 市における対応

市は、都の支援を活用しつつ、定期的予防接種の実施主体として、多摩市医師会等の関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施や健康被害の救済、市民等への情報提供等を行う。また、市は、医療関係者と連携し、全庁あげて、予防接種施策の推進に努める。

1-5 DXの推進【福祉医療対策部】

- (1) 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）と国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- (2) 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、それ以外の方法での接種券等を送付する。
- (3) 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

< 目的 >

市は、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、国における必要なワクチンの確保・供給を踏まえた体制を構築し、速やかな予防接種へとつなげる。

市は、国及び都から新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。

2-1 接種体制【統括対策部・福祉医療対策部】

2-1-1 接種体制の構築

市は、関係機関と協力して、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-1-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、本章第1節「準備期」1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-1-3 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、多摩市医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて多摩市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-1-4 住民接種

- (1) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- (2) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う企画課・人事課も関与した上で、全庁的な実施体制を確保する。

- (3) 住民接種の実施に必要な業務の洗い出し、各業務の必要人員・担当部門の割り当て及び人員リストの作成、業務内容に係る事前説明の実施、業務シフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

その際、住民接種の円滑な推進を図るため、調整を要する施設等及びその被接種者数の把握、接種に必要な医療従事者の確保等について、高齢支援課、介護保険課、障害福祉課及び健康推進課が連携し行う。また、集団接種会場の管理・運営、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- (4) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は多摩市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

- (5) 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、多摩市医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等や接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、都による大規模接種会場の開設状況等の情報収集に努めながら、必要に応じ、公共施設や民間施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

- (6) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、高齢支援課、介護保険課又は都の介護保険部局や、多摩市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

- (7) 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

- (8) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要であるため、適切な手続きを速やかに行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠を考慮した上で、必要な医療従事者数を算定する。

（具体的な医療従事者等の数の例：予診を担当する医師１名、接種を担当する医師又は看護師１名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等１名を１チームとし、その他に接種後の状態観察を担当する看護師等を１名、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などを担当する事務職員等が数名）

- (9) 接種会場において、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際などのための救急処置用品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等）について、多摩市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、適切に管理する。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資する

よう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、東京都医師会や東京消防庁の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定し、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

アルコール綿、医療廃棄物容器等については、多摩市医師会や関係機関、医療資材会社等の協力を得ながら、原則として全て市が準備する。具体的な必要物品については、表4を参考に、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表4 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 ※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

- (10) 感染性産業廃棄物については、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談するとともに、保管場所の周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板（表示は縦横それぞれ60cm以上とする）を掲げる等の必要な措置を講じるなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。

- (11) 集団接種会場については、感染予防の観点から、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう可能な限り広さを確保するとともに、レイアウトに関しては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくるような経路の設定、予診票の記入や予診により流れが滞ることがないように配置等について配慮する。また、要配慮者が不便なく接種できるように準備を行う。

第3節 対応期

<目的>

市は、都と連携して、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が速やかに進むよう取り組む。特に南多摩保健所管内の日野市、稲城市と十分な情報交換及び連携を図り、接種を進める。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給【福祉医療対策部】

- (1) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（予防接種（ワクチン）に関するガイドライン）第3章を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。
- (3) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

3-2 接種体制【統括対策部・福祉医療対策部】

- (1) 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 市職員に対する特定接種の実施

国が特定接種を実施することを決定した場合において、市は国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種体制の構築

- (1) 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- (2) 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- (3) 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- (4) 市は、発熱等の症状を呈している等、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知することや、接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- (5) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合には、訪問等の方法による接種を検討する。
- (6) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、高齢支援課、介護保険課及び障害福祉課や多摩市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- (1) 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。接種対象者への接種勧奨については、マイナポータルアプリを介して通知を送付するほか、必要に応じて紙の接種券を発行・送付するなど、様々な媒体を活用し、きめ細かな対応を図る。
- (2) 接種会場や接種日程等については、マイナポータルアプリ、市のホームページやSNSを活用して、電子的に通知を行うほか、あらゆる状況の接種対象者に漏れなく周知が図れるよう、広報紙等への掲載、紙媒体での周知を図る。

3-2-2-3 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設や民間施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、高齢支援課、介護保険課及び障害福祉課や多摩市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4 接種記録の管理

市は国、都及び他の市区町村と連携して、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3 健康被害救済【福祉医療対策部】

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、市は、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき国及び都に進達する。また、厚生労働大臣から給付が認定された場合には、被接種者に適切に給付を行う。
- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市区町村とする。
- (3) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4 情報提供・共有【市民情報対策部・福祉医療対策部】

- (1) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- (2) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- (3) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2 住民接種に係る対応

- (1) 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- (2) 住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - ① 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - ② ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ③ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - ④ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- (3) これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
 - ① 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - ② ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - ③ 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

<目的>

市は、都が構築する感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制の整備、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を活用し、有事に南多摩保健所や東京都健康安全研究センター等がその機能を果たすことができるように協力する。

さらに、市は、南多摩保健所を通じて、医療提供体制の把握、関係機関への技術的助言、感染症の発生動向等に関する情報を必要に応じて収集する。また、市は、同保健所との連携を一層強化し、必要な情報の共有と円滑な対応に努める。

加えて、市は、南多摩保健所に対して、南多摩保健所管内の必要な情報の提供を依頼するとともに、当該保健所の調整のもと、国及び都からの情報とあわせて、必要に応じて管内各市と連携を図りながら、地域の状況に応じた的確な対応を図る。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

市は、第2部第1章及び第2章も踏まえ、職員への研修・訓練を通じた対応力向上を図るとともに、市民等への情報提供・共有を行う。

1-1 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築【福祉医療対策部】

- (1) 市は、平時から、市の職員を対象として、積極的疫学調査その他の感染症対策業務に関する知識の習得や対応能力の向上を図るため、都及び南多摩保健所が実施する研修・訓練等を活用し、市全体における感染症発生時の対応力向上を図る。さらに、平時から南多摩保健所と対面やWEBで実施する会議や研修・訓練を通じて、連携体制を構築するとともに、情報共有の方法や緊急連絡先の確認など、準備を進めておく。
- (2) 市は、感染症対策を実施するに当たっては、健康推進課と高齢者施設及び障害者施設等の所管部門である高齢支援課、介護保険課及び障害福祉課が連携し、平時から高齢者施設及び障害者施設等における感染対策に係る研修等を実施する。
- (3) 市の高齢者施設及び障害者施設等の所管部門である高齢支援課、介護保険課及び障害福祉課は、施設が行う研修や訓練に対する支援・協力を行うとともに、平時から施設の感染症対策について適切な指導や助言が行える体制を整備する。また、南多摩保健所は必要に応じてこれに対して支援・協力を行う。

- (4) 南多摩保健所は、地域における健康危機管理の拠点であるため、感染症対策の中核的機関として、全体的な統括意識や広域的視点に基づき、管内の関係機関等に対する感染症についての情報提供や相談対応等に取り組む。また、企業や事業者の健康管理部門との連携を図り、感染症対策を推進する。さらに、南多摩保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員確保、研修・訓練の実施、ＩＣＴ活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。これらについて、市は必要に応じ連携・協力する。

1-2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション【市民情報対策部・食料物資調達対策部】

- (1) 市は、感染症は誰もが感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、必要に応じて都及び南多摩保健所等と連携し、周知啓発に努める。
- (2) 市は、都及び南多摩保健所等と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚・聴覚等に障がいのある者等の情報共有にあたって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。
- (3) 南多摩保健所は、東京都健康安全研究センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。

第2節 初動期

<目的>

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市は、地域の協力を得ながら、感染拡大のリスクを低減することを目的に、市民に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを実施する。

2-1 住民への情報提供・共有の開始【市民情報対策部】

市は、都及び南多摩保健所と協力し、市民の不安や混乱を最小限に抑制できるよう、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q & Aの公表、住民向けコールセンターの設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

< 目的 >

新型インフルエンザ等の発生時は、都及び市が、健康危機対処計画や地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、地域の関係機関と連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1 都との情報共有及び都による相談対応【福祉医療対策部】

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を都及び南多摩保健所と共有する。
- (2) 感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげることを目的に、都が設置する有症状者等からの相談に対応する相談センターに関する周知を実施し、市民の相談対応等に活用する。

3-2 健康観察及び生活支援【福祉医療対策部】

- (1) 市は、都が実施する健康観察に協力する。
- (2) 市は、都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

3-3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション【市民情報対策部・食料物資調達対策部・福祉医療対策部】

- (1) 市は、都の対応を踏まえ、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- (2) 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、都及び南多摩保健所と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

第 6 章 物資

第 1 節 準備期

< 目的 >

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、都及び市は、備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄【福祉医療対策部】

- (1) 市は、多摩市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条第 1 項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 市は、感染症対策に必要なマスク、防護具、消毒薬等の資材について、国及び都の供給方針を踏まえつつ、市としての備蓄及び配分の体制を検討する。また、感染症の発生・まん延時には、医療機関、薬局、介護・福祉施設等と連携し、必要な資材を優先的かつ円滑に供給できるよう、関係機関との調整を図る。さらに、資材の不足や供給の停滞が想定される場合には、国及び都に対し迅速に情報を提供し、支援要請を行うとともに、市民に対しては資材の適正利用に関する情報提供を行うものとする。

1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等【福祉医療対策部】

- (1) 市は、都が予防計画に基づき実施する、地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等の推進について、必要に応じて連携する。また、同計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の感染症診療及び通常医療との両立の観点からも、都が締結する協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を定期的に共有してもらうよう要請する。
- (2) 市は、都が締結する協定締結医療機関が、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄することができるよう、必要に応じて助言等の協力を行う。
- (3) 市は、市内の医療機関等に対して、施設内感染等の発生などの状況に備え、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう、多摩市医師会等を通じて要請する。
- (4) 市は、多摩市医師会等を通じて、市内医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。
- (5) 市は、社会福祉施設等に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。

第2節 初動期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、市は、都が実施する有事に必要な感染症対策物資等の確保に協力する。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認【福祉医療対策部】

- (1) 市は、多摩市医師会等を通じて、市内医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。
- (2) 市は、多摩市医師会等を通じて、市内の医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。

2-2 円滑な供給に向けた準備【福祉医療対策部】

市は、多摩市医師会等から情報収集を行い、市内医療機関等における感染症対策物資等の備蓄・配置状況等の把握に努めるとともに、個人防護具等が不足するおそれのある場合には、都からの供出状況を確認したうえで、市が備蓄する感染症対策物資等の供出の準備等を行う。

第3節 対応期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、市は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、必要な感染症対策物資等を確保する。

3-1 備蓄物資等の供給に関する相互協力【福祉医療対策部】

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や都、他の地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第 7 章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第 1 節 準備期

< 目的 >

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等、必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備【統括対策部・福祉医療対策部】

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備【市民情報対策部・福祉医療対策部】

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 物資及び資材の備蓄【食料物資調達対策部・福祉医療対策部】

- (1) 市は、多摩市行動計画に基づき、第 6 章第 1 節を踏まえ、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条第 1 項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- (2) 市は、都と連携して、事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備【福祉医療対策部】

市は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備【福祉医療対策部】

市は、都の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部署（市民課）等の関係機関との調整を行うものとする。

1-6 その他必要な体制の整備【清掃対策部】

市は、国、都及び近隣市町村並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても、都が整備するガイドラインに沿って廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図る。

第2節 初動期

< 目的 >

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民や事業者に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等の勧奨を行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や発生状況、国、都及び市の対応などの説明を行う。その他、感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合の制限等についての事前の周知など、速やかな対応を行い、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

2-1 市民生活への配慮【統括対策部・福祉医療対策部・清掃対策部】

- (1) 市は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染防止対策を段階的に実施する。
- (2) 市は、市の施設における感染防止対策の段階的な実施や施設の利用縮小・休止の検討、及び市が実施するイベントでの感染防止対策の段階的な実施やイベントの中止・延期の検討を行う。
- (3) 市は、行政手続等のオンライン化を進め、新型インフルエンザ等が発生した場合は、これらの取組を踏まえ、各課において市民との対面の機会を減らす体制を整える。
- (4) 市は、高齢者や障がい者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行う。

2-2 遺体の火葬・安置【福祉医療対策部】

市は、国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設（以下、「臨時遺体安置所」という）等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

<目的>

準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を行う。
また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、市民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び地域経済の安定の確保に努める。

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応【住民対策部・福祉医療対策部・避難所施設対策部】

3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ、生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- (1) 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、都と連携して調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- (2) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (3) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、多摩市行動計画に基づき、都と連携して適切な措置を講ずる。

- (4) 都及び市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他法令の規定に基づく措置、その他適切な措置を講ずる。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- (1) 市は、国からの要請を受けて、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- (2) 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備する場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。
- (3) 市は、都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- (4) 市は、国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、臨時遺体安置所等を直ちに確保する。また、市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- (5) 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- (6) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合に、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間にあってはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するため、特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられことから、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応【市民情報対策部、住民対策部、復旧復興・給水対策部】

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2 水の安定的な供給に関する措置

都は新型インフルエンザ等緊急事態において、東京都行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

第3部 市政機能を維持するための危機管理体制

第1章 市における危機管理体制

1 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

特措法に基づき、政府の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、多摩市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年多摩市条例第31号）及び多摩市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年多摩市規則第53号）に基づき、直ちに市対策本部を設置する。

市対策本部は、東京都対策本部と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。対策を実行する際には、必要に応じて医療関係者等の専門家の意見を聴取する。

また、市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、東京都対策本部長に対して必要な要請をする。

なお、緊急事態宣言が行われない場合であっても、国内で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合等は、必要に応じて特措法に基づかない任意の対策本部を設置し、情報の共有をするとともに、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

(1) 市対策本部の構成

ア 組織及び職員

○本部長は市長をもって充て、対策本部の事務を総括し、対策本部の職員を指揮監督する。

○副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

○本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

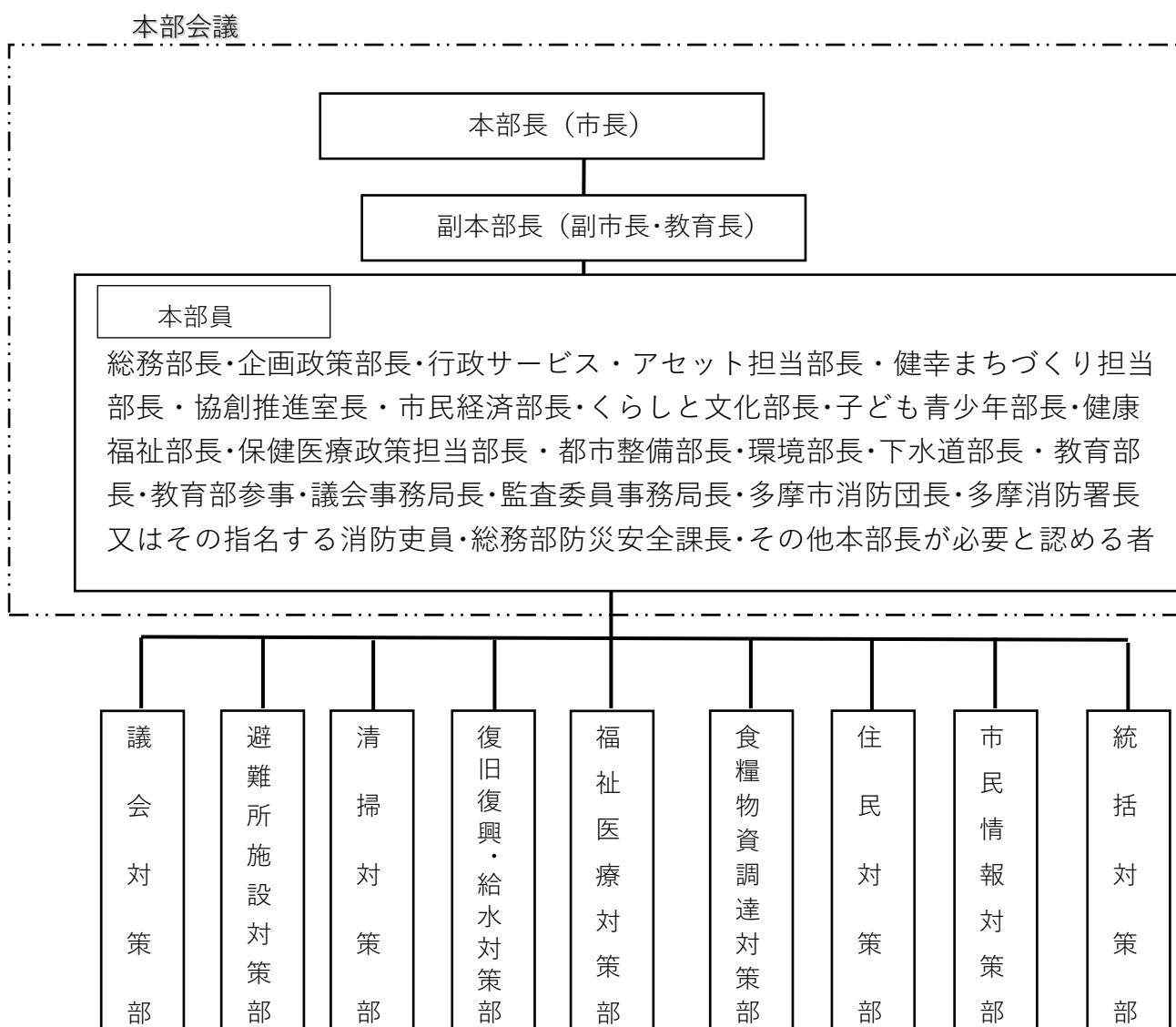
多摩市組織規則に規定する部長並びに担当部長・参事及び参与、多摩市教育委員会事務局組織規則に規定する部長並びに担当部長・参事及び参与、議会事務局長、監査委員事務局長、多摩市消防団長、東京消防庁多摩消防署長又はその指名する消防吏員、総務部防災安全課長をもって充てる。

○本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が指名する。

イ 市対策本部会議

○本部長は、対策本部における情報交換及び連絡事項を円滑に行うため、必要に応じて対策本部の会議を招集する。

【図4：市対策本部の構成】



(2) 市対策本部の各部の役割
 <市対策本部施行規則>

部の名称	部長	補佐	分掌事務
統括対策部	総務部長		1 対策本部及び会議の庶務に関すること。 2 新型インフルエンザ等の対策における総合調整に関すること。 3 新型インフルエンザ等の情報の把握及び報告に関すること。 4 各対策部との連絡調整に関すること。 5 消防団に関すること。 6 国、都、他市区町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 7 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。 8 対策本部職員の動員及び服務に関すること。 9 職員の感染予防等に関すること。 10 職員の予防接種（特定接種に限る。）に関すること。 11 登録事業者の予防接種（特定接種に限る。）に関すること。 12 市本庁舎の点検整備及び維持に関すること。 13 車両の調達に関すること。 14 新型インフルエンザ等に関する記録及び集計に関すること。 15 市保有資器材の調達及び分配に関すること。 16 他の対策部に属さないこと。 17 その他本部員に関すること。
市民情報対策部	企画政策部長	行政サービス・アセット担当部長・健康まちづくり担当部長	1 広報及び広聴に関すること（感染予防を含む。）。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 新型インフルエンザ等対策予算に関すること。

住民対策部	市民経済部長	—	1 市内の家畜等に関する情報収集及び対策に関すること。 2 中小企業、農業団体等との連絡調整に関すること。
食糧物資調達対策部	くらしと文化部長	協創推進室長・監査委員事務局長	1 救護物資（医薬品以外）の調達及び配分に関すること。 2 救護物資（医薬品以外）の受入れ及び配分に関すること。 3 多言語による情報提供等の外国人支援に関すること。 4 新型インフルエンザ等の対策に必要な現金の出納及び保管に関すること。
福祉医療対策部	健康福祉部長	保健医療政策担当部長	1 新型インフルエンザ等の発生状況の把握及び対策方針に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請に関すること。 4 予防接種の実施に関すること。 5 予防接種に係る連絡調整に関すること。 6 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保及び搬送に関すること。 7 福祉、医療分野における国及び都との連絡調整に関すること。 8 保健所、医師会、歯科医会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。 9 市内の各施設との連絡調整に関すること。 10 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 11 救護物資（医薬品等）の管理、輸送及び配分に関すること。 12 死体の収容及び火葬並びに埋葬に関すること。 13 市民の健康相談に関すること。 14 要配慮者に関すること。 15 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関すること。

子ども対策部	子ども青少年部長		1 市立保育園園児の感染防止及び予防に関する こと。 2 学童クラブ及び児童館を利用する児童の感 染防止及び予防に関すること。 3 私立幼稚園、私立保育園、認定こども園等 との連絡調整に関すること。
復旧復興・給 水対策部	都市整備部 長	下水道部 長	1 道路の維持管理に関すること。 2 下水道機能維持に関すること。 3 給水に関すること。
清掃対策部	環境部長	—	1 公園及び緑地の維持管理に関すること。 2 野生鳥獣の監視等に関すること。 3 資源の使用抑制に関すること。 4 ごみの排出抑制に関すること。
避難所施設 対策部	教育部長	教育部参 事	1 市立学校感染予防に関すること。 2 東京都教育委員会との連絡調整に関する こと 3 教育施設の点検及び維持に関すること。 4 その他児童、生徒及び教職員に関する こと。
議会对策部	議会事務局 長	—	1 議員との連絡調整に関すること。
市立小・中学校の教職員			1 勤務校にて活動するものとするが、その 内容は職場で定める計画による。
一部事務組合等の派遣職員			1 勤務場所にて活動するものとするが、その 内容は職場で定める計画による。

備考

- 1 各部は、相互に連携協力するものとする。
- 2 各部は、総務部長の調整により相互に応援するものとする。
- 3 各施設管理者は、部長との連絡調整を図るものとする。

2 対策本部の設置について

2-1 市対策本部の設置・開催等

- (1) 市は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部を設置する。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
- (2) 市は、市対策本部を設置後、速やかに市対策本部会議を開催し、市対策本部の名称、設置予定期間、構成員等を市議会に報告するとともに、公表する。
なお、対策本部については、第3部第1章（市における危機管理体制）の記載内容を参照する。
- (3) 市は、緊急事態宣言及び市対策本部設置等について、市ホームページへの掲載、SNSでの発信等を通じて市民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供を行う。
- (4) 市は、事態の推移に応じて必要となる要員を柔軟かつ的確に確保し、全庁を挙げた体制を構築する。
- (5) 市は、業務継続計画に基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-1 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。なお、廃止後も必要に応じて関係部署間の連絡調整は継続し、情報共有を行うものとする。

第2章 市役所機能の維持

1 業務区分の考え方

(1) 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。

このため、市の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。

また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、市民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

【図5：業務区分の考え方】

区分		考え方	主な業務（例示）
職員 100%	A 新たに発生する業務	・感染拡大防止策 ・危機管理体制上、必要となる業務	・相談、保健医療など ・新型インフルエンザ等に関する情報提供
	B 継続業務	・市民の生命を守るための業務 ・都市機能の維持に係る業務 ・休止すると重大な法令違反となる業務 ・市の業務維持のための基盤業務	・防災、要援護者支援など ・ごみの収集、下水道など ・戸籍届出など ・通信、各種システムの維持
	C 縮小業務	・継続・休止以外の業務 ・対面業務を中止して、工夫して実施する業務	・許認可、届出・交付、窓口相談業務など
	D 休止業務	・多数の人が集まる施設や業務 ・その他、緊急性を要しない業務	・学校、集客施設、研修など ・緊急性を要しない管理・調査、一般工事など

職員
60%

(2) 各部の業務継続と応援体制

各部は、多摩市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各部の業務継続計画（ＢＣＰ）やアニュアル等を整備し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、福祉医療対策部等に人員体制の強化が必要な場合は、本部体制の下、各課のＢＣＰによる人員計画をもとに、全庁的な応援体制により対応する。

【図 6：業務の整理と応援体制】

